

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第39号

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年6月規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>神戸市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定め</p> | <p><u>神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）及び<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定</p> |

るものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及び省令の例による。

(市長が適切であると認める者)

第3条 省令第76条の25第1項第3号に規定する市長が適切であると認める者は、告示で定める者とする。

(マンションの除却等の必要性に係る認定の申請に要する添付書類)

第4条 省令第76条の25第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第163条の56第1項の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを前条の告示で定める者が証する書類

(2)、(3) [略]

2 省令第76条の25第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)、(2) [略]

3 省令第76条の25第3項の規定に基

めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）及び省令の例による。

(市長が適切であると認める者)

第3条 省令第49条第1項第3号に規定する市長が適切であると認める者は、告示で定める者とする。

(マンションの除却の必要性に係る認定の申請に要する添付書類)

第4条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが同条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを前条の告示で定める者が証する書類

(2)、(3) [略]

2 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)、(2) [略]

3 省令第49条第3項の規定に基づ

づき、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、同項に規定する除却の必要性に係る認定申請書に添えることを要しないものとする。

(容積率等の特例に係る許可申請に要する添付書類)

第5条 省令第76条の30第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 法第163条の59第1項の許可を申請する理由を記載した書面

(5)～(8) [略]

き、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、同項に規定する除却の必要性に係る認定申請書に添えることを要しないものとする。

(容積率の特例に係る許可申請に要する添付書類)

第5条 省令第52条第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 法第105条第1項の許可を申請する理由を記載した書面

(5)～(8) [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。